

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、昭和四月十五日第三種郵便物認可) 土曜日は翌日

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示
  - 第五種共同漁業権の免許を受けた者の定め
  - た遊漁規則の認可
  - 海岸保全区域の指定
  - 新たに行なおうとする土地改良事業に係る
  - 土地改良事業計画書の写し等の縦覧
  - 健康保険法による保険医の登録
  - 健康保険法による保険医機関の指定
  - 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康
  - 保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関
  - する省令による療養取扱機関からの届出
  - 土地の公用廃止

## 告 示

### 鳥取県告示第百九十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第一項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のよう認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 漁業権者の名称及び住所

東郷湖漁業協同組合  
 組合長理事 島 田 安 夫  
 鳥取県東伯郡羽合町上浅津一五一

#### 二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第五号

#### 三 遊漁規則の内容

##### 1 遊漁についての制限の範囲

第一条 この規則は、東郷湖漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第五号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつ

ている水産動植物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

第二条 この漁場区域内において竿釣(一本釣)漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな	一月一日から四月三十日まで 及び七月十五日から十二月三十一日まで
わかさぎ	三月一日から翌年一月十五日まで

第四条 前条の規定にかかわらず、鳥取県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次表のア欄に掲げる地域及び場所においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
橋津川九号線から 下流一〇〇メートルの区域	一月一日から 十二月三十一日まで
藤津川護岸の五十メートル四方	〃

第五条 次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 体 長
こい	全長一五センチメートル以下
うなぎ	全長三十センチメートル以下

2 遊漁料の額及びその納付の方法

第六条 第二条に掲げる漁具を使用して遊漁する場合で、東郷湖漁業協同組合事務所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に一〇〇円を加えて得た額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
第二条に竿釣(一本釣)掲げる魚	〃	一月一日から十二月三十一日まで	五〇〇円
〃	〃	一日限り	一〇〇円
舟を使用する竿釣	一月一日から十二月三十一日まで	一、〇〇〇円	
旅館の接客遊漁者	一月一日から十二月三十一日まで	入漁券一枚につき二〇〇円	
のする竿釣	月三十一日まで	〃	

2 次表ア欄に掲げるものの遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表イ欄のとおりとする。

ア 区 分	イ 遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
七十才以上の者	無 料
高 校 生	一項目に規定にする額の二分の一の額
身体障害者	〃

3 遊漁承認証に関する事項

第七条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付する。

2 遊漁者は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁に際し守るべき事項  
第八条 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

5 漁場監視員に関する事項  
第九条 漁場監視員は、この規則の励行に關して必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることの腕章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置

第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその違反者に遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和三十九年四月一日



